

第 1 部

“相続 3 代で財産なくなる” ほど相続税負担は重いのか？ ～ 相続税、その常識のウソに迫る ～

平成 24 年 10 月 17 日 (水)

税理士 上 杉 恵 一

【はじめに】「相続税」と「贈与税」の関係

- (1) 贈与税は相続税を“補完”する税
→ もしも贈与税という税金がなければ…
- (2) 両者の税負担率の違い
- (3) 「生前贈与加算」という制度について

【1】相続税にまつわる“噂の真相”に迫る

(噂 その 1) “相続 3 代で身代傾く” ほど相続税の負担は重い

- (1) 亡くなる人の内、相続税の申告が必要な方の割合はどれくらい？
- (2) 相続税の“税負担率”はどれくらい？
- (3) 上記のような結果になる要因
 - ① 遺産に係る基礎控除
 - ② 配偶者に対する相続税額の軽減
等の相続税法上の特例が設けられているため
- (4) では、この噂の“真相”は？

(噂 その 2) 借金をしておくと相続税が安くなる

- (1) 相続税はどのように計算されるのか
- (2) では、この噂の“真相”は？

(噂 その3) 税務署に見つからないよう死ぬ前に預金は引き出しておくべし

- (1) 相続税に関する税務調査の手法
- (2) 駆け込み生前贈与は無意味に終わるケースが多い
→ 「生前贈与加算」制度があるため
- (3) では、この噂の“真相”は？

(噂 その4) 相続税対策として生前贈与が有効、ただし本人には“内緒”ですること (若い者が財産を当てにするといけないから)

- (1) 贈与の成立 (民法第549条)
「贈与」とは、贈与を受ける者(受贈者)が、受贈の意思表示をして初めて成立
→ 贈与者の一方的な意思だけでは不成立
c f. 遺言 … 遺言者の一方的な意思で成立
- (2) 民法的に正しい贈与とは? (例) 金銭を贈与し、受贈者名義の預金とする場合
 - ① 預金の申込証書は受贈者が記入しているか
 - ② 押印してある印鑑は、普段、受贈者が利用しているものか
 - ③ 預金証書、通帳等の管理、保管は受贈者側が行っているか

→ 上記の要件が満たされていないと、将来、単に受贈者の名義を借りた、贈与者の預金と認定される恐れ大(贈与は未済との法律的判断)

- (3) 贈与の事実の裏付け法
 - ① 贈与契約書の作成 … 本人による署名、捺印(贈与者、受贈者とも)
 - ② 贈与税の申告書提出 … 課税当局が贈与の事実を証明(ただし贈与の実態がないのに申告だけしても、贈与したことにはならない)
 - ③ 金銭の贈与の場合、贈与者、受贈者とも預金通帳を経由して記録を残す

【2】間違った相続対策がもたらす悲劇

(実話 その1) “善は急げ” と結婚前の長女(養子娘)に自宅を生前贈与した

- (1) 「相続税対策」と「相続対策」の違い
- (2) いき過ぎた「相続税対策」は、「相続対策」を損なう恐れあり

(実話 その2) 亡父唯一の遺産である土地を「法定相続分」に従い、
相続人全員の共有にした(やっぱり法律には従わないと)

- (1) “法定”相続分の意味するところ
- (2) 不動産を兄弟の共有にする危うさ

(実話 その3) 字を書くのが苦手なのでワープロで遺言書を作った

(1) 遺言の種類

- ① 自筆証書遺言
- ② 公正証書遺言 他

(2) 「自筆証書遺言」とは

遺言者が自筆で遺言の全文、日付及び氏名を書き、押印して作成する方法

《その問題点》

- ・ 自筆で → 録音テープやビデオによるもの、代筆は無効。自分で記述してもワープロで作成したものは無効。
- ・ 全文 → 主文は自筆、財産目録はワープロ、というのも無効
- ・ 日付 → 正確に特定できないような記載は無効
(例) 平成24年10月(日がない) ・ 平成24年10月吉日 etc.
- ・ 押印 → 漏れたら無効(ただし実印である必要はない)

【おわりに】ではなぜ、“相続3代で身代傾く”のか？